

## 合併市に関する調査

記入月日：平成15年5月29日

### 基礎情報

都道府県・市名	新潟県・新潟市（にいがたし）
合併期日	平成13年1月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟市学校町通1番町602番地1（旧新潟市）
人口（合併直近の国調）	527,324人
面積	205.97 k m <sup>2</sup>
議員定数	48名
関係市町村名	新潟市、黒埼町

### 関係市町村合併直前の状況

人口は、平成12年国調確定値の数字

	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	新潟市	501,431	205.97	48	17
	黒埼町	25,893	25.97	22	14.8
合計	—	527,324	231.94	70	—

### 関係市町村の財政状況

\* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

数値は平成11年度地方財政状況調査による。

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	新潟市	202,366,604	85,671,858	23,099,152	新産	0.8
	黒埼町	8,502,374	3,274,020	1,713,540	新産	0.69
合計	-	210,868,978	88,945,878	24,812,692	-	-

新潟市の数値は、平成11年度地方財政状況調査による。

### 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成11年12月21日	解散年月日：平成13年1月1日
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年1月19日：第1回新潟市・黒埼町合併協議会 合併協定書（案）について承認</li> <li>平成12年2月21日：第2回新潟市・黒埼町合併協議会 合併協定書に調印</li> </ul>	
住民発議について	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
市町村建設計画	計画の期間：平成13年度から平成22年度まで	
基本計画の主要項目	黒崎市民会館建設事業，「みどりと森」の運動公園整備事業，南部地区小学校の統合	
旧市町村庁舎の利活用	支所として存続	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="radio"/> 無	有の場合： 2 年 4 ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：68.5万円（合併時） 参考（H15.4.1現在 66.4万円）	
地域審議会の設置について	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
内容	なし	
地方税に関する特例	<input checked="" type="radio"/> 無	
内容	<p>地方税は，新潟市の制度に統一する。ただし， 住民税の均等割，都市計画税については，市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3カ年年度は不均一課税を実施する。 入湯税に関しては，福祉向上を図るため設置された黒崎荘での入湯については課税免除とする。</p>	
合併特例債発行限度額（億円）	約217億円	

### その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め<b>10項目</b>ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>合併の方式：編入合併</li> <li>合併の期日：平成13年1月1日</li> <li>財産及び公の施設の取扱い：すべて新潟市に引き継ぐ</li> <li>議会議員：在任特例</li> <li>農業委員会の取扱い：現行のまま設置</li> <li>地方税の取扱い：原則新潟市に統一，税目によって不均一課税実施</li> <li>一般職の取扱い：黒埼町の定数内職員は，すべて新潟市の職員として引き継ぐ</li> <li>行政組織機構の取扱い：黒埼町役場は，地区事務所とする。 ただし，当分の間，地方自治法の支所とする。</li> <li>町字名の取扱い：黒埼町の町字名については，黒埼町での意向を尊重する。</li> <li>各種事務事業の取扱い：黒埼町の各種事務事業は，新潟市の制度に統一する。 ただし，事業によっては，経過措置を設ける。</li> </ol>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	「当分の間，現行のとおりとする」「現行のとおりとする」とした事業をいつ統一するか。